

令和2年5月

公明党トラック議員懇話会

会 長 北 側 一 雄 殿

令和2年度第2次補正予算編成に対する
新型コロナウイルスに係る
トラック運送業界からの支援要望書

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己

平素は、我が国物流の大宗を占め、国民生活や産業活動を支えるトラック運送業界に対し、深いご理解と格別なるご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

我々トラック運送業界は、公共的物流サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく、懸命に尽力するとともに、社会との共生を図るため、輸送の安全確保や環境対策、災害時の緊急支援物資輸送などに積極的に取り組んでいるところです。さらに今回の新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言下においても、ステイホームを支えるエッセンシャル事業として、荷主のニーズに応え、日夜輸送を行っております。

一方、中小事業者が99%以上を占め、元々経営基盤がぜい弱ななか、新型コロナウイルスの影響で荷主企業の休業や操業停止が増え、輸送量の大幅な減少により事業経営に大きな影響を及ぼしております。このような状況が長引けば、倒産する事業者や、退職を余儀なくされる従業員が多数出て、将来的に安定した輸送力を確保できなくなることも懸念されます。

つきましては、新型コロナウイルスの影響が収束し、我が国経済が正常に回復するまでの間、下記支援措置について要望いたします。何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【支援要望項目】

- I 緊急事態宣言下においてエッセンシャル事業として、国民生活や経済活動を支えるトラック運送事業に対する理解促進、業界に対する支援
 1. 高速道路料金の大口・多頻度割引（契約単位割引・車両単位割引）の実質50%以上の割引の適用
 2. 特定警戒都道府県へ物資を輸送するトラックドライバーへの危険手当給付制度の創設
 3. ドライバーに対するウイルス感染防止に係るマスクや消毒液などの優先供給

- II 経営危機に直面しているトラック運送事業者の事業存続に係る支援措置
 1. 雇用調整助成金の上限額（日額8,330円）の引き上げ及び手続きの簡素化、迅速化
 2. 休業中の従業員が失業給付金を受給できる「みなし失業」制度の創設
 3. 資金繰りへの支援
 - （1）当面の金融機関からの返済猶予
 - （2）金融機関による貸し剥がしの防止
 4. 持続化給付金制度の給付要件の緩和
 5. 休車車両に対する自動車関係諸税の猶予

参考資料①：新型コロナウイルスによる業界への影響

1. 輸送量の実績と見通し

令和元年10月～12月期もマイナスであったが、令和2年1月～3月期には、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる下降が顕著となり、4月以降は、更に減少する見通しである。

＜輸送形態別 輸送量の実績と見通し＞

(判断指数※)

	令和元年	令和2年	
	10～12月	1～3月	4～6月(見通し)
一般貨物	▲ 41.6	▲ 63.1	▲ 105.6
宅配貨物	▲ 44.7	▲ 60.0	▲ 86.7
特積み貨物	▲ 88.3	▲ 124.1	▲ 144.8

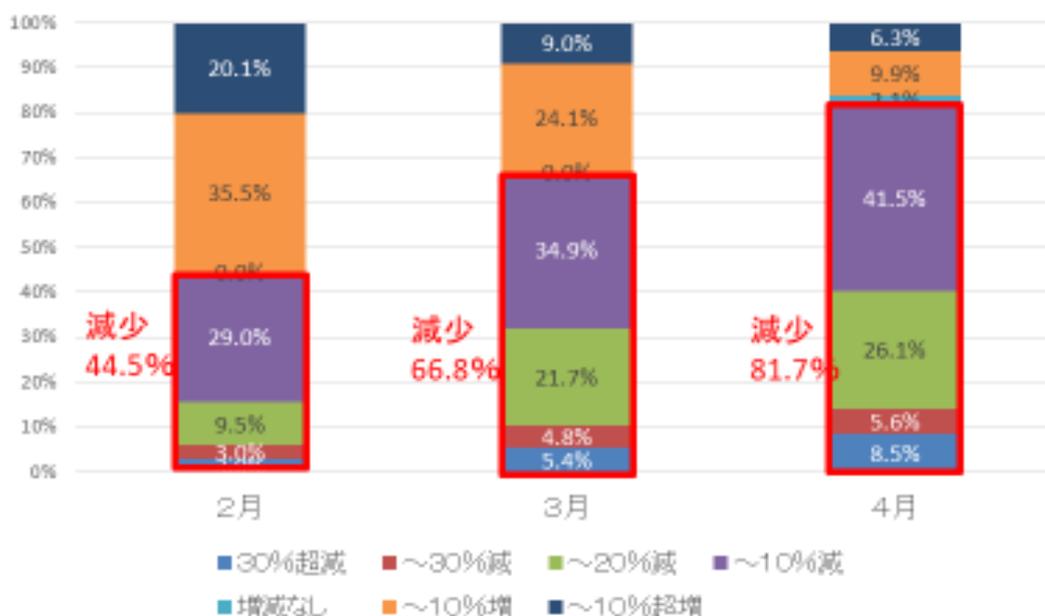
※判断指数は前年同月比で、「大幅に増加」は+2、「やや増加」は+1、「横ばい」は0、「やや減少」は-1、「大幅に減少」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより算出

出典：(公社)全日本トラック協会「トラック運送業界の景況感(速報)」

2. トラック運送事業者に対するアンケート調査結果 (調査期間 4/23～4/30 回答者数 147件)

2月の時点では「運送収入減少」の回答は44.5%であったが、4月は81.7%と大半の事業者が減収となっており、経営に大きな影響を及ぼしている。

(1) 運送収入の状況



※国際海上コンテナ、ガソリン・軽油、鉄鋼・鋼材、自動車などでは特に影響が大きい。

参考資料②：高速道路料金における大口・多頻度割引の概要

車両単位割引		契約単位割引	
1台ごとの月間利用額	割引率	契約者の1か月の高速道路の利用額合計が500万円を超え、かつ契約者の自動車1台あたりの1か月平均の利用額が3万円を超える場合	10%
5,000円超～10,000円以下の部分	20% (10%)		
10,000円超～30,000円以下の部分	30% (20%)		
30,000円超の部分	40% (30%)		

※自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象とした令和2年度（令和3年3月）末までの割引率である。それ以外については、（ ）内の割引率となる。